



KYOTO YURA

宿泊約款

第1条 適用範囲

1. 当ホテルが宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、本約款の定めるところによるものとし、本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。
3. 宿泊者は、当ホテルとの間で締結する宿泊契約に本宿泊約款が適用されることを承諾するものとします。

第2条 宿泊契約の申し込み

1. 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）を受諾し、当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊者連絡先
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、クレジットカード番号を通知、もしくは予約金 / 申込金（3日分の基本宿泊料を限度とする）、を当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 予約金 / 申込金は、まず宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金について賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。クレジットカード番号を通知していた場合は、予約金 / 申込金を徴収しませんが、違約金、賠償金発生時には、クレジットカードに請求します。また、当ホテルはお申込時に、事前承認を取る権利を有します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までに支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

1. 当ホテルは、次に挙げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、本約款によらないとき。
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し当ホテル、またはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、合理的な範囲を超える負担を要求し、又は過去に同様の行為を行ったと認められるとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。（京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例第7条の規定に基づく）

宿泊約款

- (8) 宿泊者、もしくは申込者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき
- (9) 以前に支払い不良、素行不良等で退館をさせた利用者からの申込のとき。
- (10) 宿泊させることで、ホテルが著しい不利益を被ることが予想される時。

第6条 宿泊者の契約解除権

- 1. 宿泊者は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当ホテルは、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いも求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときは除きます)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊者に告知したときに限ります。
- 3. 当ホテルは、宿泊者が当ホテルに連絡をしないで宿泊日当日の午後6時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 当ホテルの契約解除権

- 1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除する場合があります。
 - (1) 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し当ホテル、またはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、合理的な範囲を超える負担を要求し、又は過去に同様の行為を行ったと認められるとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 宿泊者が、泥酔、放歌高吟したり、他の宿泊者への迷惑行為をおよぼしたり、およぼしそうな場合、あるいは宿泊者が他の宿泊者に迷惑をおよぼす言動をしたとき。
 - (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災防止上必要なものに限る)に従わないとき。
 - (7) 客室設備を汚損、破損または常識を超える範囲の利用をしていることが判明したとき。
 - (8) 宿泊者、もしくは申込者が、暴力団員、暴力団関係団体関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき、又は法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のいるとき。
 - (9) 宿泊させることで、ホテルが著しい不利益を被ることが予想される時。
- 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者に過失が無い場合は、いまだ提供を受けていない宿泊料金はいただきません。宿泊者に過失がある場合は、規定の宿泊料もしくは延長料、現状復帰費用等の必要経費を申し受けます。

第8条 宿泊の登録

- 1. 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊者の氏名、住所、電話番号、及び職業
 - (2) 外国人にあつては上記に加え、国籍、旅券番号とパスポート写しの提出
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2. 宿泊者が第12条の料金の支払いを、現金、旅行会社発行の宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

宿泊約款

第9条 客室の使用について

1. 宿泊者が当ホテルの客室を使用できる時間は、原則として午後 3 時から出発日の午後0時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。(客室基本料金については、ご利用人数、階層、眺望、設備等により異なりますのでお問い合わせ下さい。当日お支払いいただく宿泊料金とは必ずしも一致しません)
 - (1) 午後 6 時までの延長の場合、客室基本料金の 50%相当
 - (2) 午後 6 時以降の延長の場合、客室基本料金の 100%相当

第10条 利用条件の遵守

宿泊者は当ホテル内においては、当ホテルが定めて別掲の利用規則、その他当ホテルが定めた規則に従っていただきます。

第11条 営業時間

1. 当ホテルの施設、サービス等の営業時間は、2020年4月1日現在、下記の通りです。しかしながら、予約状況、貸切、緊急工事等により、事前に断り無く変更させていただく事がございます。時間内のすべてのお客様のご利用を保証するものではありませんので、ご了承下さい。ご利用の際は、お手数ながら最新の営業時間をお確かめ下さい。

フロント／電話受付	24 時間対応（電話対応含む）
門限	なし ※深夜から早朝にかけて正面玄関が施錠されますので、カードキーをご使用になりご入館ください。
飲食等サービス	イ) 54TH STATION GRILL : 07:00-10:30, 11:30-14:30, 18:00-21:30 ロ) Lounge & Bar 1867 : 11:30-24:00 ハ) インルームダイニング : 終日 24 時間
付帯サービス施設	フィットネス : 終日 24 時間

第12条 料金の支払い

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳及び算定方法は、別表 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行会社発行宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊者の到着時、又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 当ホテルの責任

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは消防法に基づく防火対象物定期点検基準に適合しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条 契約した客室の提供が出来ない時の取扱い

1. 当ホテルで、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定に関わらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当客員の補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

宿泊約款

第15条 委託物の取扱い

1. 宿泊者がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、損失の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、賠償額は旅館賠償責任保険の範囲内とします。
2. 宿泊客が、当ホテルにお持ち込みになった物品又は現金並び貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失によって滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、賠償額は旅館賠償責任保険の範囲内とします。

第16条 宿泊者の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際にお渡します。
2. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき処理します。
3. 前2項の場合における宿泊者の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、前条の規定に準じるものとします。

第17条 宿泊客の責任

宿泊者の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊者は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第18条 管轄および準拠法

1. 当ホテルは、以下の各号のいずれかの場合に、当ホテルの裁量により、本約款を変更することができるものとします。なお、宿泊契約成立から宿泊日までに本約款が変更された場合は、変更後の新約款を適用するものとします。
 - (1) 本約款の変更が当ホテルの宿泊者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本約款の変更が宿泊契約をした目的に反せず、かつ、変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当ホテルは、前項の変更を行う場合は、その変更につき、変更日及び変更後の新約款の内容とともに当ホテルのウェブサイト上に掲示して周知するものとします。なお、前項2号による変更の場合は、あらかじめ掲示するものとします。

別表第1 宿泊料金の算定方法(第2条、第3条第2項及び第12条第1項関係)

		内訳	
宿泊客支払うべき総額	宿泊料金	(1)基本宿泊料 (室料 (又は室料+朝食料)) (2)サービス料 ((1)×13%) (3)税金 イ. 消費税・宿泊税	
	追加料金	(4)インルームダイニング・ランドリー・ハンケット・その他 (5)サービス料 ((4)×13%) (6)税金 ハ. 消費税・宿泊税	
		税金の精算 (イ)	
	宿泊料金	イ. 消費税: ((1)+(2)) × 10%	宿泊税: 条例に基づく
	追加料金	ハ. 消費税: ((4)+(5)) × 10%	宿泊税: 条例に基づく

備考: 上記は税法が改正された場合など、その改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日

日期		不泊	当日	前日の18:00以降
個人	7室以下	100%	100%	100%

※団体予約につきましては、別途の規約がございますので宿泊予約担当者にお尋ねください。

(注) 1. %は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(変更後の出発日)の違約金を収受します。

利用規約

当ホテルでは、ホテルの品位を保ち、またお客様に安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第 10 条に基づき、下記の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この規則を守られないことによって生じた事故については、当ホテルは責任を負いかねますので特にご留意くださるようお願い申し上げます。

1. ご到着後直ちに客室入口ドアの裏側に掲示してある避難経路図、及び各階の非常口をご確認ください。
2. 館内は全て禁煙となっております。喫煙された場合、寝具・カーテン・壁紙等のクリーニング費用、その他生じた費用や損害を全て請求させていただきます。
3. 客室内では火災の原因となるような行為はなさないでください。また、暖房用、炊事用などの火や熱を発する器具をご使用にならないでください。
4. 下記の物品は、他のお客様の迷惑になりますので、お持ち込みはお断りさせていただきます。
 - a) 動物、鳥類
 - b) 火薬、揮発油その他発火、引火性のもの
 - c) 悪臭を発するもの
 - d) 常識的な量をこえる物品
 - e) 法により所持を許可されていない銃砲、刀剣、覚醒剤の類
5. ご滞在中お部屋から出られる時は、施錠をご確認ください。ご在室中や特にご就寝の際は、ドアの内鍵とドアフックをお掛けください。訪問者がございます場合は、ドア・スコープでご確認されるか、ドアフックを掛けたままドアを半開きにしてご確認ください。万が一、不審者と思われる場合は直ちにフロントへご連絡ください。
6. ご訪問客とのご面会はロビーをお願いいたします。客室内でのご面会はご遠慮ください。また客室は宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
7. 美術品、骨董品、宝飾品等の品物はお預かりいたしかねます。客室内での紛失、盗難事故が発生した場合、当ホテルでは一切の責任を負いません。
8. お忘れものは発見した日から 3 ヶ月間（貴重品は 1 週間）当ホテルで保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。
9. ホテルのサービスをご署名によってご利用なさる場合は、必ず客室のカードキーをご提示ください。必要に応じて追加入金をお願いする事もございますので、ご了承下さい。
10. 客室やロビーでの営業行為（事務所 / 営業所としての使用、外来者 / 宿泊者へのサービス提供・講義など）はお断りさせていただきます。
11. ホテル内では他のお客様に広告物の配布や物品の販売をするような行為は禁止します。

利用規約

12. 賭博その他風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為は禁止します。
13. 館内の諸設備及び諸物品についてのお願ひ。
 - a) その目的以外の用途に使用なさないでください。
 - b) ホテルの外へ持ち出さないでください。
 - c) 他の場所に移動したり加工したりしないでください。
14. ホテル内外の諸設備、備品の汚損、破損、紛失については、実費を申し受けます。
15. ナイトウェア、スリッパ等のままで客室からお出かけになることはご遠慮くださいますよう、お願い致します。
16. チェックインまたは宿泊延長の際は、宿泊料金を前金にてお預かりさせていただきます。また滞在延長の場合は、その時点までのご利用料金の精算をお願いいたします。なおクレジットカードでのお支払いの場合は、クレジットカード情報の登録と引換に前金はいただかない場合がございます。この場合、ホテルは事前承認を取る権利を有しております。
17. ご滞在中、ご利用金額が一定額を超えたお客様へは、フロント会計からの勘定書の提示をさせていただきますので、都度お支払いください。
18. 領収書は各部屋単位にご用意いたしておりますので、分割領収書や取りまとめをご希望の場合は、お早めにフロント会計にお申しつけください。
19. お買物代、マッサージ代、切符代、タクシー代、切手代、お荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。
20. ホテル外から飲食物の出前や、出張マッサージ等のご注文はお断りいたします。
21. ホテル内で撮影された写真を許可なく営業上の目的で公になさることは、法的措置の対象となることがありますのでご注意ください。
22. 従業員への心づけはご辞退申しあげます。
23. 緊急事態、あるいはやむを得ない事情が発生しないかぎり、非常階段、屋上、搭屋、機械室などの施設には立ち入らないで下さい。
24. ごみは、決められた場所以外に捨てないでください。施設の外で、たばこやごみなどを捨てないでください。
25. 大きな声や物音などの騒音を立てないでください。

防災に関するご案内

1. 館内セキュリティに関するご案内

京都悠洛ホテルMギャラリーホテルコレクションは法的規制を遵守した建築物であり、最先端の緊急監視システムおよび探知システムを設置しております。客室ドア内側の避難経路図をご確認ください。煙が発生した際には非常口を見つけることが困難になりますので、避難経路図をご覧になる際には以下の点にご留意願います。

- ・客室から2つの非常口までの通路をご確認ください。
- ・客室内の常備灯の位置をご確認ください。
- ・ご宿泊階通路の消火器・ホース・警報機の位置をご確認ください。

2. 火災が発生したら

- ・近くの火災報知器を、カバーガラスを割って作動させてください。
- ・近くの非常階段から避難してください。エレベーターは使用しないでください。
- ・部屋から出られない場合は、全てのドアをお閉めください。

3. 火災時避難する場合には

- ・お部屋の鍵と濡れたハンドタオルを持って、口と鼻を被い、慎重に行動してください。
- ・ドアやドアノブが熱い、もしくは異常に高温であれば絶対に開けないでください。ドアが高温でないことを確認の上、慎重に開けてください。近くに火災や煙がないかを常に確認してください。
- ・通路で煙を発見した場合は、出来るだけ姿勢を低くし、必要であれば、手と膝を床につけて避難してください。
- ・近くの非常口から避難してください。エレベーターは絶対に使用しないでください。
- ・出口がふさがっている場合は、部屋に戻るか屋外に出て救助を待つてください。

4. 特別な介助が必要な場合には

- ・オペレーターもしくはフロントに早急にご連絡ください。
- ・火災における死亡要因の殆どは、火災自体によるものではなく煙を吸引したことに起因しています。煙を発見した場合は、常に姿勢を低くしてください。
- ・エレベーターは絶対に使用せず、非常階段をお使いください。

5. 火や煙で部屋から出られない場合には

- ・パニックを起こさないでください。お部屋の中で火災から身を守ることは出来ます。
- ・空調のスイッチを切ってください。
- ・バスタブ又は洗面台に水を溜めてください。
- ・濡らしたタオルとシーツでドアと空気孔を封鎖してください。
- ・窓からカーテンをはずしてください。
- ・空気中の煙が濃くなった場合は、椅子や引出しを使って窓を割ってください。ただし下階から火や煙が上がっている場合は、窓を割らないでください。

6. お部屋内で火災が発生したら

- ・早急にお部屋から避難してください。
- ・お部屋から出る際は、ドアをお閉めください。
- ・火災報知器を押して、大声で周囲の方にもお知らせください。
- ・セキュリティに電話し、非常口から安全な場所に避難してください。
- ・エレベーターは絶対に使用せず、非常階段をお使いください。